

公益信託ニ関スル法律の全部改正等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2026年3月24日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨及び概要

(1) 公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴う対応

ア. 趣旨

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第234号）により、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）（以下「施行令」という。）において、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正に係る改正が行われた。これに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）についても、施行令の改正にあわせ、一部改正を行う。

イ. 概要

施行令の改正にあわせ、公益信託ニ関スル法律を引用する規定について、所要の改正を行う。（規程第54条、第183条）

(2) 株主確定日等が休業日である場合における日数計算の明確化

ア. 趣旨

株主確定日等（株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新投資口予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日をいう。以下同じ。）が休業日である場合の日数計算に関する規定の明確化を図る観点から、規程及び株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部改正を行う。

イ. 概要

株主確定日等を起算日とする規定について、株主確定日等が休業日に該当する場合には、株主確定日等を起算日とするのではなく、前営業日を起算日とする従来の日数計算を条文化する。（規程第286条の2、規則第358条の2）

2. 施行日

2026年4月1日から施行する。

以 上